

者や演者というラーマーヤナ演劇の担い手の言説を偏重している点にも課題が残る。作者の言葉が作品について考える上で重要な一次資料であることは間違いないが、そこで述べられた意図が実際の作品や上演のなかでどれだけ達成されていたのかということを客観的に分析しなければ、作品が持つ意味やその役割を論じきることはできないのではないだろうか。

さて、本書中では、「現代アート」や「現代アートシーン」といった言葉が何度か使用されている(pp. 20-21)。しかし、本書中でこの言葉が指す領域と、インドネシアの近現代美術史を専門とする評者がこれらの言葉から想起する領域にはずれがあるように感じられた。評者が想定する「現代アートシーン」、つまり一般に美術と呼ばれる領域で活動する作家には全く言及がなかったからだ。例えば、インドネシア現代美術における重要作家の一人F.X. ハルソノには、スーツを着用したハルソノが顔を赤く塗り自身を魔王ラーヴァナに見立て、時の大統領スハルトの選挙における不正の暗喩として、ワヤンの仮面とそれを置いた椅子を燃やしチェーンソーで破壊する *Destruction* というパフォーマンス作品がある。これはまさにラーマーヤナの現代的展開を示す重要な作例ではないだろうか。こういった領域にまで視野を広げ論じることができれば、より多角的に東南アジアのラーマーヤナ受容とその展開を示すことができただろう。

しかし、これは必ずしも本書の価値を減ずるものではない。むしろ、こうした同一の言葉における認識の違いから、新たな研究の可能性が見えてくる。「アート」という言葉やその制度の受容と変容のプロセスのなかで、美術におけるパフォーマンスと上演芸術はどのように分かれていき、そこにはどのような意味があるのか。ラーマーヤナは両領域でどのように参照され、どのような展開を見せているのかといった新たな課題が想起され、大いに刺激を受けた。ラーマーヤナを媒介に多様な領域を扱う本書は、美術のみならず、他にも多くの分野における研究の展開をもたらししてくれるだろう。

(羽鳥悠樹・九州芸文館)

中島成久、『アブラヤシ農園開発と土地紛争——インドネシア、スマトラ島のフィールドワークから』法政大学出版局、2021、xxiv+314+31+viii p.

本書は、インドネシアのアブラヤシ農園業の急成長に伴い各地で頻発する土地紛争について、スマトラ島を事例として土地政策と開発政策を歴史的に分析し、その複雑な問題の原因を明らかにし、紛争解決の方向性を示すことを目指している。この目的のため、本書は植民地期、スカルノ期、スハルト期、さらに改革期の4期に分けて土地政策の変遷を追い、第I部で土地紛争の淵源を、第II部でアブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の実態を、第III部でアブラヤシ農園をめぐるヘゲモニー関係を扱う。なかでも1960年の「土地基本法」で認められた共有地権(Hak Ulayat)とは何か、それが現実の紛争において紛争当事者間でどう理解され、なぜ対立を招いているのかを明らかにすることが本書の課題である。

I 本書の内容

まずは、各章の内容を紹介しよう。序章「アブラヤシ農園開発と土地紛争」では、紛争農園の治安維持に軍、警察、あるいはブレマン(やくざ)の果たす役割が大きいことに注目している。農園の支配・管理というヘゲモニー関係は、農園内部の労働者の支配・管理、民族間関係、ジェンダー問題とも複雑に関係している。さらに序章と第1章「共有地権の歴史的展開」では、研究の背景として、近年のアブラヤシ農園の面的な急拡大と、土地紛争の頻発の様が具体的な数値で示される。

第I部第2章「大農園に有利な土地分配政策への転換」は、インドネシアにおけるアブラヤシ産業の発展を大農園と小農との関係から論じる。1910年代よりアブラヤシ農園ビジネスが始まったインドネシアでは、1977年から小農も植栽に参加する中核農園小農方式(PIR)が開始される。権威主義体制のもとで開始されたPIRは、企業が経営する中核農園と小農所有農園(プラスマ農園)の面積比率が2対8であった。しかし、改革後「パートナーシップ政策」の名のもとその比率は最大8対2

に変化して土地紛争頻発の背景となった。この時期は大農園に依存しない独立自営農が増加した。

第II部第3章「狩猟採集民族オラン・リンバの土地権——巨大アブラヤシ企業への抵抗と生存戦略」は、パプアにおいて会社が所有者らから取得した慣習的土地権地において紛争が生じたケースを紹介する。インドネシア政府は、2007年の「先住民の権利に関する国際連合宣言」に賛成票を投じたものの誰が先住民なのか定義がないとしているが、アマンなどのNGOは先住民民族（Indigenous people）の権利擁護を目指しインディジナス・ピープルを「マシヤラカット・アダット」と訳して、その権利擁護のための運動を行っている。本章ではそのマシヤラカット・アダットの例として、ジャンビ州のオラン・リンバが取り上げられる。オラン・リンバは、アブラヤシ農園拡大によって土地を奪われ悲惨な状況に追い込まれたが、2000年国立公園が設立されてオラン・リンバの生活圏が認められた。この地で実施されている社会林業は、オラン・リンバに現金収入の道を広げているが、土地権が回復できなければ本質的な解決にはならないとする。

第4章「共有地権をめぐる闘い——西パサマン県の事例より」では共有地をめぐる戦いが、西スマトラ州の西パサマン県における事業権が設定された土地の紛争として説明される。1990年代より西パサマン県では民間企業によるアブラヤシ農園の開発が、多くナガリ（村）の共有地を利用して行われた。住民にプラスマ農園のしかるべき土地が与えられていない、補償金額が約束と異なるなど、会社と住民の間の土地分配の約束が履行されず、土地紛争が絶えない。こうした事例に基づき、共有地の権利がどこまで保たれるのかという重要な問題を議論している。

第5章「アブラヤシ農園開発とニアス人違法入植者排斥事件」は、とかく差別をうけてきたニアス人移住者が、西スマトラ州西パサマン県の保全林から強制的に追放された事件を扱う。社会の最底辺労働者層を構成するニアス人は、北スマトラや西スマトラにおけるアブラヤシ農園の拡大とともに農園労働者として各地に移住してきた。地元民は、増加するニアス人違法入植者にいらだち、

彼らを帰郷させるよう各自治体に要求し、2010年4月、警察や地元民600人によるニアス人襲撃事件が起きた。これに対し、ニアス人住民らは国家人権委員会に訴えた。著者は、この襲撃の裏には、知事の選挙時のニアス人の支援の動きをめぐる行動に対する報復という性格、知事の地元の反ニアス人感情の利用という背景があったと解説している。

第6章「違法入植者に土地権はあるのか——クリンチ・スブラット国立公園の事例分析」は、違法入植者の土地権について、ジャンビ州にある広大なクリンチ・スブラット国立公園に深く入り込んでいる違法入植者の事例から論じている。オランダ植民地期から保護区に指定されていた138万haにおよぶこの自然豊かな地域は、1999年に正式に国立公園とされた。広大である分、元々この地に住んでいる人も多い。政府は以前からの住民にはゾーニングによって土地利用を認めている。しかしアブラヤシブームのもと、住民による耕作を想定しないゾーンへの違法入植者が増大した。また1999年の分権化以降、地元自治体が国立公園を横断する道路建設を進め、違法伐採、違法採掘、違法入植が加速、今や公園内には数万人が居住している。公園区域を犠牲にして居住者の存在を合法化するのか、あるいは立ち退きを強行すべきか、行政国民とも困難な選択を迫られている。

第III部第7章「土地紛争と治安機構」は、西パサマン県の住民に対する警察機動部隊による銃撃事件を起点に、農園企業が経費を負担する警察機動部隊や警備員、さらにブレマンなども動員された治安機構を論じる。この治安機構が存在する背景には、アブラヤシ農産物の盗みが頻繁に生じるという問題があり、またプラスマ農園への土地配分の不履行などから生じた土地紛争が絶えないという現実がある。企業は住民と話し合おうとせず、治安機構の暴力を利用して住民の要求を封じ込める。このことが紛争を長引かせた解決を困難にしている。自治体は財政収入を増やすため、農園企業の誘致に熱心であり、土地紛争や治安機構の暴力を放置している。一方、住民もSNSを用いる、あるいは国際的な支援を得るなどの方法によって対抗している。

第8章「アブラヤシ農園ニアス人労働者をめぐるヘゲモニー関係」は、アブラヤシ農園企業のニアス人労働者に対する専制的非人道的な労務管理をヘゲモニー関係として捉え、使い捨てのように扱われている労働者の問題を論じている。労働者のおかれた劣悪な労働環境、労働者の分断、女性の地位の一層の周縁化という問題は、サバ・サラワクで働くインドネシア人労働者と共通している。

終章において、著者は土地紛争解決への提言を行っている。共有地に関する提言として、1967年林業基本法で設定された森林域内では他の法律は効力を失うと規定されているため、土地基本法が認めた共有地は保証されないという問題点を指摘し、林業基本法第17条の抜本的改定の必要性を述べている。その他、事業権の面積、区域を含めた透明化の必要性や、マシヤラカット・アダットなどの用語統一、さらにオラン・リンバなどの先住民族の土地権尊重、社会林業における植栽樹種選択における住民の裁量権の強化、企業と住民間のMOUを会社が遵守するよう地方政府が一層の役割を果たすべきなどを提言している。

以上、本書はアブラヤシ農園の拡大に伴って頻発する土地紛争について、特に先住民族、入植移民、さらに先住民族ではない地元民などの様々な住民、そして共有地権などの土地権、さらに保全林、生産林あるいは国立公園などの土地空間利用区分を結びつけて詳細に論じる。その際、これら住民、土地権、土地利用区分の三分類の様々な組み合わせによる個々の事例研究を通じて土地紛争の展開をフォローすることにより、アブラヤシ農園と土地紛争という問題の全体像が理解できるような章立てがなされ、そこから様々な提言を行う。

本書は冒頭にあげた目的を果たすべく、複雑な問題に対し、様々な事例の当事者に対するインタビューや既存研究の渉猟、法規や判決などの関連する様々な情報資料を駆使して分析している。多くのインタビュー内容や法規、国家人権委員会の勧告などの資料が具体的に長めに引用され、読者が自分で考えることができるよう工夫されている。そのように実証的である点も本書の優れた点としてあげることができる。

II 論評

以上の優れた点を評価しつつ、コメントを3点述べる。第一は、本書の最も重要なキーワードである共有地権（あるいは共有地自由裁量権）という Hak Ulayat からの訳語（本書7～8ページなど）についてである。1960年土地基本法は、インドネシア民族の土地、水、上空は唯一神からの賜り物であると同時に全民族の参加によって勝ち取られた独立闘争の成果であるとして、Hak Ulayat を個人や先住民族だけに帰属するのではない国民的富であるとしている。この Hak Ulayat のもとでも個人の所有権は存在するが、その土地所有権は社会的機能が強調され放棄された土地権は消滅するなど私権が制限されている。

一方、土地基本法は第3条でマシヤラカット・フクム・アダット（慣習法共同体）の Hak Ulayat ないしそれに類する権利の存在を認めている。そしてその第3条の説明文で、Hak Ulayat ないしそれに類する権利が意味するところは、慣習法図書文献で“beschikkingsrecht”とされている事柄を意味するとしている。Van Vollenhoven はその著書『インドネシア人とその土地 (De Indonesiër en Zijn Grond)』[Vollenhoven 1919] のなかで、法共同体ないしそのメンバーは、beschikkingsrecht 内では不耕作地を自由に開墾、集落の設立、生産物収集、狩猟、草取りなどを行うことができること、beschikkingsrecht を外部者に譲渡してはならないこと、村民が他の場所に移動して放棄された土地や相続人のいない土地は補償金の支払いなく村落共同体のもつ制限のない beschikkingsrecht 地にもどり、土地が必要な村民の占有地になるなどとしている。Van Vollenhoven は Hak Ulayat という用語はミナンカバウで用いられていたとした。そのミナンカバウ社会を研究した Westenenk は、その著書『ミナンカバウのナガリ (De Minang Kabausche Nagari)』[Westenenk 1918] のなかで Hak Ulayat が共同体に帰属し、その管理や処分がおよぶ範囲は、原始林、開墾されたあとと放棄された土地、耕作される、開墾される、あるいは居住される、集落内の所有地を含む屋敷地、園芸地、耕作地、養殖地、水田、さらに集落外の移動耕作地などとしている。

このように Hak Ulayat ないし *beschikkingsrecht* は多義的でいろいろな権利や権能を包括して広い範囲の土地におよぶ。これらを共有地権と訳したのでは、それらがもつ多義性や多くの権利や土地が包摂されない。共有地権はこの Hak Ulayat に含まれるが、その集合の一部であろう。Van Vollenhoven による *beschikkingsrecht* の規定は1960年土地基本法にも生かされ、放置された土地は所有権が消滅し国家の管理に戻る、あるいはインドネシア国籍民のみが土地・水およびその上空に対する完全な権利を持つことができるとされた。インドネシア民族と、土地などとの関係は、最も高いレベルの一種の Hak Ulayat とされ、共有地権という訳ではこれらが包摂されないのは明らかである。*beschikkingsrecht* の訳としては、*right of allocation* [Burns 1999] などがあるが定説はないと言って良いだろう。評者の訳も含め、いろいろな訳が本書でも紹介されており、さらなる検討が必要だろう。

第二のコメントも同じく訳の問題である。本書は、*Kelompok tani* を農民組合と訳している (p. 152)。これはスハルト期に政府によって作られた農業普及組織で、ビマスプログラムなどの実施に用いられたいわばトップダウンのサーベル農政の道具であり、普通は農民グループあるいは農家グループと訳される [大鎌 1990]。改革期以降、サーベル農政という性格は消滅し、農民の自主性がいろいろな形で生かされるようになった。しかしどの村にも存在しなければならない行政主導の農業普及組織を農民組合と訳するのは疑問が残る。一方、*serikat pekerja/serikat burh* が労働組合であるように、農民組合と訳すべき組織は、SPI (*Sarekat Petani Indonesia*) であり、普通に訳せば「インドネシア農民組合」となる。農民組織が行政主導か、あるいは「結社の自由」に基づき住民によって作られたのかについて注意が払われてしかるべきであろう。

著者はこの SPI に批判的である。SPI は国立公園内の土地への違法入植者から費用を徴収して組織化し土地証を発行し、ジョコ・ウィドド大統領政権誕生にも大きな影響を与えたほどの政治力を持っている。この SPI が背後にいるため中央政府や地方政府も違法入植者問題に対処できない

(p. 238)。さらに、著者は国立公園や保全林などへ違法入植者に対して「違法入植者の処遇は断固とした態度でなされるべきである」(p. 311) とまで述べている。本書も随所で指摘しているように警察、プレマンなどによる幅広い暴力の存在を考えれば、農民を保護し、その土地権を戦い取ろうとする SPI などに農民が集うのは自然であるし、組合なのだから組合費を払うのは当然であろう。

また著者が言うように「断固とした態度」ではいたる所でかえって土地紛争を激化させかねないし、「断固とした態度」は、先住民族と同時に広大な面積をもつスマトラにあってなお大量に存在する土地なし民に対して共感してきた本書にふさわしくない表現のように思う。また、違法入植者を入植地別、出身地別に細かく見て、誰が正当で、誰が不当かといった議論も理解を深めるとはいえ、違法入植者だらけにする構造そのものを分析した方が、より深い議論ができよう。違法入植者が入植を開始する際、当該地の土地権や土地・空間利用計画を知った上で入植しているとは考えにくいので、構造自体の分析を行うことが解決策につながるように思うがどうか。

第三のコメントとしてもう一つだけあげるならば、本書が「1967年林業基本法第17条が共有権 (Hak Ulayat) が森林域内では成立しないとされている」(pp. 25, 310) として、共有権 (Hak Ulayat) をまがりなりにも認めていた土地基本法との相違点を強調している点についてである。1967年林業基本法説明文は、「『国家林』内に存在する慣習法共同体によって支配される森林に関し、それら権利が存在する限りそのような当該慣習法共同体やそのメンバーが森林からの利益を享受する諸権利を消滅させるものではない。ただし、本法律で述べた目的を阻害してはならない」として森林開発や島嶼間移住などの政府プログラムを阻害してはならないと述べているが、「共有権 (Hak Ulayat) が森林域内では成立しない」とまでは言っていない。

このように Hak Ulayat が「森林開発や島嶼間移住などの政府プログラムを阻害してはならない」との但し書きは1960年土地基本法説明文にも見られる。植民地期にたびたび改定された林業法には一度も「慣習法共同体によって支配される森林」に

も Hak Ulayat や beschikkingsrecht あるいはコミュニティ林への言及がなかった [Mizuno *et al.* 2023] ことを思えば、よりましではあったとも言える。もちろん「慣習法共同体によって支配される」森林の利益が国家林の開発の利益に従属する（ないし森林開発を優先している）との問題点は存在していた。この問題点は土地基本法とも共通していた。

本書は英語出版がふさわしいと考えるため、英語版の作成にあたって特に重要だと思われる点を述べる。

(水野 広 祐・School of Environmental Science, University of Indonesia : 京都大学名誉教授)

参考文献

- Burns Peter J. 1999. *The Leiden Legacy, Concepts of Law in Indonesia*. Jakarta: PT Pradnya Pramita.
- Mizuno, Kosuke; Hayati Sari Hasibuan; Okamoto, Masaaki; and Farha Widya Asrofani. 2023. Creation of the State Forest System and Its Hostility to Local People in Colonial Java, Indonesia. *Southeast Asian Studies* 12(1): 47–87. https://doi.org/10.20495/seas.12.1_47.
- 大鎌 邦雄. 1990. 「インドネシアの農村組織と農村社会構造——西部ジャワ州の天水田の農村調査から」『農業総合研究』44(2): 109–151.
- Vollenhoven, C. Van. 1919. *De Indonesiër en Zijn Grond*. Leiden: Boekhandel en Drukkwrij V/H e. J. Brill.
- Westenenk, L. C. 1918. *De Minang Kabausche Nagari*. Weltevreden: Visser.

原 民樹；西尾善太；白石奈津子；日下 渉（編著）. 『現代フィリピンの地殻変動——新自由主義の深化・政治制度の近代化・親密性の歪み』花伝社, 2023, 280p.

本書序論にて日下渉は、「つながりで貧困を生き抜く社会」から「個人の規律と勤勉で成功を目指す社会へ」という2000年代以降のフィリピン社会の変容を、「大転換」と形容する。ポランニーの論じた19世紀イギリスにおける自己調整的市場の誕

生と、経済の社会からの「脱埋め込み」という世界史のプロセスを連想させるような「地殻変動」が進行中であるという認識が、そこに示唆されているのであろう。しかし、その変容を捉える著者たちの視点は一様ではない。むしろしばしば対立し合う議論が混在している。以下、まず各章を簡潔に紹介した後、私自身のコメントを述べる。

序論「新時代のフィリピン人——なぜ『規律』を求めるのか」（日下）の初発の問いは、2016年以降政権についてドゥテルテ大統領が、その麻薬戦争において数万の死者を出したにもかかわらず、なぜ階層を超えた幅広い国民からの支持を得たのかである。日下によれば、2000年代中ごろ以降の新自由主義の浸透とサービス産業を中心とした収入機会の増大は、懲罰的な「規律」を希求する「新時代のフィリピン人」を生み出した。同時に、「かつて人間関係が全てで善悪の曖昧だった社会において、規律の名のもとに善悪の二項対立を強調する政治が支持を呼び、『悪しき他者』への排除が進行している」（p. 16）。

続く批判的序論「2010年代のフィリピン政治をどう理解するか——社会民主主義への転換」（原民樹）は、日下とは真っ向から対立する視点で変容を捉える。原によれば、「ドゥテルテは新自由主義化による分断から生まれた指導者ではない」。さらに、「フィリピン史上もっとも国民レベルで政治的志向性が統一されている時代に『分断』を見出し、貧困層が福祉制度に包摂されながら階級上昇を果たしていく時代に『新自由主義』を見出すという倒錯が生じている」（p. 44）と日下の論を批判する。そして、2010年代以降のフィリピンは、社会民主主義と反寡頭制を目指す「まともな近代国家」へ向かっていると述べる。

二つの序論に続く各章は、第1部「フォーマリティへの欲望」（第1章から第5章）と第2部「ままならないインティマシー」（第6章から第10章）に分かれる。第1章「揺らぐ寡頭制——ディナガット州における革新政治の展開」（原）では、ミンダナオ島北東に位置するディナガット州で2010年代に生じた地方政治の変化、すなわち伝統的エリートから革新派政治家への政権交代に注目する。それを通して、「新自由主義+寡頭制の政治から社会